

平成 2 4 年度別海町財政健全化審査意見

第 1 審査の対象

平成 2 4 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第 2 審査期間

平成 2 5 年 8 月 2 1 日から平成 2 5 年 8 月 2 8 日まで

第 3 審査の概要

財政健全化審査にあたっては、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、各会計歳入歳出決算書及び附属資料等との照合調査を行い、計数の正確性及び財政状況の健全性について審査した。

第 4 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づいて作成されており、これらにかかる各会計歳入歳出決算書及び附属資料等と照合調査した結果、その計数は正確であり、それぞれの比率は早期健全化基準を下回っており、財政上の健全性を確保していると認められる。

また、是正改善を要する事項として、特に指摘すべき事項はない。

(単位：％)

健全化判断比率	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	1 3 . 3 2	2 0 . 0 0
連結実質赤字比率	—	—	—	—	1 8 . 3 2	3 0 . 0 0
実質公債費比率	1 6 . 8	1 5 . 3	1 4 . 4	1 3 . 6	2 5 . 0 0	3 5 . 0 0
将来負担比率	1 1 6 . 2	9 8 . 6	8 8 . 1	7 4 . 1	3 5 0 . 0 0	

実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、次の算定式により表される指標である。

算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額④}}{\text{標準財政規模⑤}}$$

一般会計等の実質赤字額等の状況

(単位：千円・%)

項 目	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
歳 出 総 額 (純 計) ①	15,017,207	15,231,002	14,564,820	15,096,615
一 般 会 計	15,017,207	15,231,002	14,564,820	15,096,615
歳 入 総 額 (純 計) ②	15,630,865	15,770,135	15,071,970	15,647,922
一 般 会 計	15,630,865	15,770,135	15,071,970	15,647,922
翌年度へ繰り越すべき財源 ③	27,665	44,872	7,075	5,273
一 般 会 計	27,665	44,872	7,075	5,273
実 質 赤 字 額 (①－②＋③) ④	△585,993	△494,261	△500,075	△546,034
一 般 会 計	△585,993	△494,261	△500,075	△546,034
標 準 財 政 規 模 ⑤	9,439,420	9,803,046	9,723,300	10,061,000
実 質 赤 字 比 率 (④／⑤)	△6.21	△5.04	△5.14	△5.42

- 注) 1. 純計は、会計相互間の繰入れ及び繰出しを除いたものである。
 2. 標準財政規模は、標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能を加えたものである。
 3. 一般会計等とは、例として大学会計、看護学校会計、損害てん補基金会計、公共事業用地費会計などで、本町においては、一般会計だけが該当となる。

本年度の本町の一般会計等の実質収支額は5億4,603万4千円の黒字であり、実質赤字比率は、△5.42%となっている。実質収支額が黒字である場合、実質赤字比率は負の値で表示され、この場合は、この指標の対象とならない。

連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、本町の全会計を対象とした実質赤字額（資金の不足額）の標準財政規模に対する比率であり、次の算定式により表される指標である。

算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額⑤}}{\text{標準財政規模⑥}}$$

本年度の連結実質赤字比率は、次表のとおりである。

連結実質赤字額等の状況

(単位:千円・%)

会 計 名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一 般 会 計 等 (純計) ①	△585,993	△494,261	△500,075	△546,034
一 般 会 計	△585,993	△494,261	△500,075	△546,034
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計 ②	△58,463	△109,994	△43,175	△25,347
国民健康保険特別会計	△1,958	△55,981	△15,640	△3,724
介護保険特別会計	△55,262	△53,027	△26,930	△20,196
後期高齢者医療特別会計	△714	△701	△279	△1,049
介護サービス事業特別会計	△280	△285	△326	△378
法 適 用 企 業 ③	△2,654,115	△2,909,644	△3,014,117	△3,159,401
別海町水道事業会計	△2,449,542	△2,588,190	△2,725,519	△2,850,880
町立別海病院事業会計	△341,861	△321,454	△288,598	△308,521
法 非 適 用 企 業 ④	△47	△175	△191	△186
下水道事業特別会計	△47	△175	△191	△186
連結実質赤字額 (①+②+③+④) ⑤	△3,435,906	△3,514,074	△3,557,558	△3,730,968
標 準 財 政 規 模 ⑥	9,439,420	9,803,046	9,723,300	10,061,000
連 結 実 質 赤 字 比 率 ⑤/⑥	△36.39	△35.84	△36.58	△37.08

本年度の本町の全会計を対象とした連結実質収支額（連結決算）は37億3,096万8千円の黒字であり、連結実質赤字比率は△37.08%となっている。連結実質収支額が黒字である場合、連結実質赤字比率は負の値で表示され、この場合は、この指標の対象とならない。

実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、次の算定式により表される指標である。

なお、この比率の意味は一般財源に対する公債費及び公債費に準じた経費の割合（3ヶ年平均）であり、基準財政需要額に算入される部分の効果を除いたものである。この比率が大きいほど財政運営がひっ迫していることを意味する。

算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金①} + \text{準元利償還金②}) - (\text{特定財源③} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④})}{\text{標準財政規模⑤} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④}} \times 100 \text{ の } 3 \text{ヶ年平均値}$$

元利償還金等の状況

(単位：千円・%)

項 目	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
元 利 償 還 金 ①	1,954,751	1,907,052	1,915,127	1,893,462
準 元 利 償 還 金 ②	604,106	628,330	644,985	629,428
特 定 財 源 ③	89,481	101,084	100,134	80,217
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	1,220,679	1,237,596	1,271,797	1,321,864
標 準 財 政 規 模 ⑤	9,439,420	9,803,046	9,723,300	10,061,000
実質公債費比率（単年度）	15.19329	13.97127	14.05881	12.82517

- 注）１．元利償還金は、一般会計等に係る公債費である。但し、繰上償還額及び借換債を財源として償還した額等を除く。
- ２．準元利償還金は、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金等である。
- ３．特定財源は、公営住宅使用料等のうち公債費に充当した額である。
- ４．元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、交付税算定において基準財政需要額に算入された額である。

本年度の実質公債費比率は、次表のとおりである。

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3ヶ年平均)
平成 2 2 年度	13.97127	13.6
平成 2 3 年度	14.05881	
平成 2 4 年度	12.82517	

将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、次の算定式により表される指標である。

算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額①} - \text{充当可能財源等②}}{\text{標準財政規模③} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④}}$$

本年度の将来負担比率は、次表のとおりである。

将来負担額等の状況

(単位：千円・%)

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
将 来 負 担 額 ①	24,031,888	23,599,128	23,382,908	23,248,653
地方債の現在高（一般会計等）	16,915,603	16,385,636	16,029,358	15,780,028
債務負担行為に基づく支出予定額	392,276	346,461	264,684	215,762
公営企業債等繰入見込額	2,892,415	3,316,704	3,713,276	3,693,864
組合等負担等見込額	1,534,911	1,410,203	1,255,513	1,519,054
退職手当負担見込額	2,296,683	2,140,124	2,120,077	2,039,945
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0
充 当 可 能 財 源 等 ②	14,480,790	15,147,981	15,934,055	16,769,087
充 当 可 能 基 金	1,960,073	2,921,898	3,320,933	3,787,223
充 当 可 能 特 定 歳 入	1,143,181	1,047,403	930,643	698,452
基準財政需要額算入見込額	11,377,536	11,178,680	11,682,479	12,283,412
標 準 財 政 規 模 ③	9,439,420	9,803,046	9,723,300	10,061,000
元利償還金・準元利償還金に係る基準 財政需要額算入額 ④	1,220,679	1,237,596	1,271,797	1,321,864
将 来 負 担 比 率 (①-②)÷(③-④)	116.2	98.6	88.1	74.1

- 注) 1. 公営企業債等繰入見込額は、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額である。
2. 組合負担等見込額は、組合の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額である。
3. 退職手当負担見込額は、退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額である。
4. 充当可能基金は、将来負担額に充当可能な基金のうち、現預金、国債等で保有しているものである。
5. 充当可能特定歳入は、公営住宅使用料等のうち地方債償還に充当可能な特定の歳入の見込額に相当する額である。
6. 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、交付税算定において基準財政需要額に算入される額である。

平成 24 年度別海町下水道事業特別会計経営健全化審査意見

第 1 審査の対象

平成 24 年度決算に基づき算定された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査期間

平成 25 年 8 月 21 日から平成 25 年 8 月 28 日まで

第 3 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

比率名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	—	—	—	20.0	資金不足比率なし

経営健全化基準は 20.0 % であるが、本会計において本年度の資金不足比率はなく、健全な状態にあると認められる。

また、是正改善を要する事項として、特に指摘すべき事項はない。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金の不足額をその公営企業の事業の規模で除した数値であり、法非適用企業においては、次の算定式により表される指標である。

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

本年度の資金不足比率は、次表のとおりである。

法非適用事業

(単位：千円・%)

項 目	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
資金の不足額 (①+②－(③－④))	△47	△175	△191	△186
歳 出 額 ①	913,677	523,716	525,716	504,992
算 入 地 方 債 ②	0	0	0	0
歳 入 額 ③	913,724	523,891	525,907	505,178
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0	0	0
事業の規模 (⑤－⑥)	159,965	158,302	156,587	154,652
営業収益に相当する額 ⑤	159,965	158,302	156,587	154,652
受託工事収益に相当する額 ⑥	0	0	0	0
資金不足比率	—	—	—	—

注) 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。

本年度の下水道事業特別会計においては、資金の不足は生じていないことから、この場合は、この指標の対象とならない。

平成 2 4 年度別海町水道事業会計経営健全化審査意見

第 1 審査の対象

平成 2 4 年度別海町水道事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査期間

平成 2 5 年 8 月 2 1 日から平成 2 5 年 8 月 2 8 日まで

第 3 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位 : %)

比率名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	—	—	—	2 0 . 0	資金不足比率なし

経営健全化基準は 2 0 . 0 % であるが、本会計において本年度の資金不足比率はなく、健全な状態にあると認められる。

また、是正改善を要する事項として、特に指摘すべき事項はない。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金の不足額をその公営企業の事業の規模で除した数値であり、法適用企業においては、次の算定式により表される指標である。

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

本年度の資金不足比率は、次表のとおりである。

法適用事業

(単位：千円・%)

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
資金の不足額(①+②-③)	△2,449,542	△2,588,190	△2,725,519	△2,850,880
流動負債 ①	7,209	9,675	10,261	10,468
算入地方債 ②	0	0	0	0
流動資産 ③	2,456,751	2,597,865	2,735,780	2,861,348
事業の規模(④-⑤)	638,333	646,980	649,710	648,473
営業収益の額 ④	643,196	665,806	668,087	663,214
受託工事収益の額 ⑤	4,863	18,826	18,377	14,741
資金不足比率	—	—	—	—

注) 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。

本年度の水道事業会計においては、資金の不足は生じていないことから、この場合は、この指標の対象とならない。

平成 2 4 年度町立別海病院事業会計経営健全化審査意見

第 1 審査の対象

平成 2 4 年度町立別海病院事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査期間

平成 2 5 年 8 月 2 1 日から平成 2 5 年 8 月 2 8 日まで

第 3 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位 : %)

比率名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	—	—	—	2 0 . 0	資金不足比率なし

経営健全化基準は 2 0 . 0 % であるが、本会計において本年度の資金不足比率はなく、健全な状態にあると認められる。

また、是正改善を要する事項として、特に指摘すべき事項はない。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金の不足額をその公営企業の事業の規模で除した数値であり、法適用企業においては、次の算定式により表される指標である。

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

本年度の資金不足比率は、次表のとおりである。

法適用事業

(単位：千円・%)

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
資金の不足額 (①+②-③)	△341,861	△321,454	△288,598	△308,521
流動負債 ①	68,726	403,600	69,686	69,712
算入地方債 ②	0	0	0	0
流動資産 ③	410,587	725,054	358,284	378,233
事業の規模 (④-⑤)	1,219,523	1,017,399	1,007,284	1,034,912
営業収益の額 ④	1,219,523	1,017,399	1,007,284	1,034,912
受託工事収益の額 ⑤	0	0	0	0
資金不足比率	—	—	—	—

注) 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。

本年度の病院事業会計においては、資金の不足は生じていないことから、この場合は、この指標の対象とならない。